

両立支援等助成金の拡充

(育休中等業務代替支援コース及び出生時両立支援コースの拡充)

「共働き・共育て」の実現に向けて、育休中の業務代替を行う周囲労働者への支援を行う
「育休中等業務代替支援コース」の拡充及び男性の育児休業取得促進に向けた
「出生時両立支援コース」の見直しを行う。

※中小企業事業主のみ対象。国(都道府県労働局)で支給事務を実施
※支給額の赤字・下線が新規・拡充箇所

拡充

コース名

出生時両立支援コース

制度要求 ※当初予算額 41.5億円

拡充

育休中等業務代替支援コース

制度要求 ※当初予算額 87.8億円

コース
内容

男性労働者が育児休業を取得しやすい
雇用環境整備・業務体制整備を行い、
子の出生後8週以内に育休開始

※第2種は第1種未受給でも申請可能に

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用(派遣受入含む)を実施

※支給額欄①②については常時雇用する労働者の数が
300人以下の事業主も支給対象に

支給額
(休業取得/
制度利用者1
人当たり)① 第1種
(男性の育児休業取得)

- ▶ 対象労働者が子の出生後
8週以内に育休開始

1人目 20万円
2～3人目 10万円

② 第2種
(男性育休取得率の上昇等)

申請年度の前年度を基準とし
男性育休取得率(%)が
30ポイント以上上昇し、
50%以上となった場合等

60万円

① 育児休業中の手当支給

- ・業務体制整備経費 1人目20万円
(社労士委託なしの場合6万円)

最大 140 万円

- ・業務代替手当 支給額の3/4
※上限計10万円/月、12ヶ月まで

「休業取得時」30万円+
「職場復帰時」110万円

② 育短勤務中の手当支給

- ・業務体制整備経費 1人目20万円
(社労士委託なしの場合3万円)

最大 128 万円

- ・業務代替手当 支給額の3/4
※上限計3万円/月、子が3歳になるまで

「育短勤務開始時」23万円+
「子が3歳到達時」105万円

③ 育児休業中の新規雇用

- ・代替期間に応じ以下の額を支給
(最短)7日以上 9万円
(最長)6か月以上 67.5万円

最大67.5万円

※①～③合計で1年度10人まで、初回から5年間

加算措置
&
加算額

① 第1種

1人目で雇用環境整備措置を
4つ以上実施した場合

- ▶ 10万円加算

② 第2種

第2種申請時にプラチナくるみん
認定事業主であった場合

- ▶ 15万円加算

プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下の通り割増。

① 育児休業中の手当支給

- ・業務代替手当の支給額を4/5に割増

③ 育児休業中の新規雇用

- ・代替期間に応じた支給額を増額

- ▶ 最大82.5万円 (最短)7日以上 11万円
(最長)6か月以上 82.5万円

【各コース共通】育児休業等に関する情報公表加算

申請前の直近年度に係る下記①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円加算。

<対象の情報> ①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数
※各コースごと1回限り